

# 王寺町雪丸振興券

## 取扱店募集要項

「雪丸振興券」取扱店募集要項

## 1. 雪丸振興券の発行概要

商品券名称 「王寺町雪丸振興券」(以下、「振興券」という。)

発行者 王寺町

振興券内容 全住民に町内で使える「雪丸振興券(1人あたり2,000円分)」  
1冊「500円×4枚」を配送(申請不要)

配布予定 令和5年8月下旬

利用期間(予定) 令和5年9月1(金)～令和5年11月30日(木)まで(店舗の営業日まで)

利用方法 取扱店が取扱う商品の購入・サービスの提供等の支払代金に利用  
代金1,000円以上の支払いごとに振興券1枚(500円券)を利用できるものとします。

換金(予定) 各取扱店で雪丸振興券を取りまとめ、王寺町雪丸振興券取扱店受付係(株式会社 JTB  
奈良支店)に請求し、後日、振込。

## 2. 雪丸振興券取扱い厳守事項

- (1) お買い物など1,000円以上のお支払いごとに500円券(1枚)を利用できるものとします。  
まとめて(2枚以上)の使用も可とします(※4,000円以上の場合、4枚使用可)。
- (2) 物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (3) 他店ででの転用及び、未使用振興券の直接換金は禁止します。
- (4) 振興券と現金の交換は禁止しています。
- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) お客様から振興券が提示されましたら、冊子より必要枚数を切り離して振興券のみを受取りください  
(綴りから切り離された振興券も使用可)。
- (7) 振興券の対象外商品などを独自に定める場合(特売品など)は、あらかじめお客様が認識できるよう、  
陳列棚、チラシ等に使用できない旨を明示してください。
- (8) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、振興券使用上限額などを定める場合(特売品など)は、  
あらかじめお客様が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (9) 有効期間を過ぎた振興券は受け取らないでください。
- (10) 振興券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(王寺町)は責任を負いません。

### 3. 雪丸振興券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気、ガス、水道、電話料金等)
- (2) 不動産や金融商品(土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料(一時預かりを除く)等)
- (3) 有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務  
※料亭など明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能とする。
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) その他、各取扱店舗が指定するもの

### 4. 取扱店登録にあたっての取扱店資格

王寺町において「事業所」、「店舗等」を有する事業者であること。

ただし、次の事業者を除く。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- (3) 前頁3.【雪丸振興券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- (4) 王寺町の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (6) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (7) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 5. 取扱店登録申請について

### (1) 登録方法

取扱店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、別紙の「取扱店申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、以下のいずれかの方法で申請してください。(大型店、量販店、チェーン店、系列店など王寺町に複数の店舗を持つ事業者は、それぞれの店舗で申請してください。)

#### <申請方法>

- ① メールにて申請(記入済取扱店申込書兼誓約書をPDF等に加工・添付して送信)
- ② 郵送にて申請(郵送代は店舗にてご負担をお願いします。)
- ③ FAXにて申請(FAX 通信料は店舗にてご負担をお願いします。)

※直接持参での申請は受け付けておりません。

〒630-8115 奈良県奈良市大宮町 3-4-29 大宮西田ビル 7階  
王寺町雪丸振興券取扱店受付係(株式会社JTB 奈良支店)  
メール:oji-yukimaru2023@jtb.com  
FAX:0742-30-5123

### (2) 登録申請期間

令和5年7月5日(水)～9月29日(金)

#### ①第1次締切 令和5年7月24日(月)17:00必着(期限厳守をお願いします)

※第1次締切日(7月24日(月))までの登録申請は、取扱店一覧表に登載し、PDF形式で王寺町及び王寺町商工会・王寺町観光協会のホームページに掲載するとともに、全住民への振興券配布の際に「利用可能店舗パンフレット」として同送しますので期限厳守をお願いします。

#### ②最終締切 令和5年9月29日(金)まで

※第1次締切を過ぎてからの申請分については、令和5年10月3日(月)にPDF形式で各ホームページ上に掲載します(パンフレットへの掲載は、第1次締切日までに申請のあったものに限ります)。

### (3) 登録

第1次締切日までに登録申請のあった事業所、店舗等については、令和5年7月26日(水)に王寺町ホームページにて事業所名を公表しますので、翌日7月27日(木)17:00までに登録ができているかの確認をしてください。登録漏れまたは事業所名に誤りがある場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。また、登録申請のあった事業所、店舗等については、「王寺町雪丸振興券取扱店マニュアル」・「取扱店表示ポスター・ステッカー」等を後日配布します。登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

## 6. 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

- (1) 取扱店は、利用できる店舗であることが明確になるよう、王寺町が発行する「取扱店表示ポスター・ステッカー」を消費者にわかりやすい場所に掲示してください。(店頭・レジカウンターなど)
- (2) 使用される振興券は、王寺町が事前に配布する「見本」と間違いないか確認してください。なお、偽造された振興券と判別できる場合は、振興券の受取りを拒否していただき、すみやかに警察へ通報していただくとともに、下記お問い合わせ先までご連絡ください。振興券の「見本」については、レジ担当者や振興券を取り扱うすべての店員に周知してください。
- (3) 取引により振興券を受取ったときは、券裏面に「受領店印」を押印するなど、再流出防止に努めてください。すでに受領印があるものは、受取を拒否してください。

## 7. 取扱店の取消等

「取扱店募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

## 8. その他留意事項

その他「取扱店募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、王寺町役場内で協議の上、その対応を決定します。

◎ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】 王寺町雪丸振興券取扱店受付係  
株式会社JTB 奈良支店 担当：塚本  
TEL :0742-30-5100  
営業日時:9時30分 ~ 17時30分(土・日・祝・8/14~18休業)